
令和3年 第4回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和3年6月22日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和3年6月22日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第48号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第49号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について
- 日程第5 議案第50号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第51号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第52号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議について
- 日程第8 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第9 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情

(追加議案)

- 日程第10 発議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第11 発議案第6号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
- 日程第12 発議案第7号 東京オリンピック・パラリンピックの中止を求める意見書
- 日程第13 発議案第8号 病床削減・病院統廃合法である医療法「改正」法の撤回を求める意見書
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第48号 南部町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第4 議案第49号 南部町特別医療費助成条例の一部改正について

- 日程第5 議案第50号 令和3年度南部町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第6 議案第51号 令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第52号 鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議について
- 日程第8 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める陳情
- 日程第9 陳情第3号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情

(追加議案)

- 日程第10 発議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第11 発議案第6号 少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書
- 日程第12 発議案第7号 東京オリンピック・パラリンピックの中止を求める意見書
- 日程第13 発議案第8号 病床削減・病院統廃合法である医療法「改正」法の撤回を求める意見書
- 日程第14 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員(14名)

1番 埒田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 藤原 宰君 書記 赤井 沙樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶 山 清 孝君	副町長	土 江 一 史君
教育長	福 田 範 史君	病院事業管理者	林 原 敏 夫君
総務課長	大 塚 壮君	総務課課長補佐	加 納 諭 史君
企画政策課長	田 村 誠君	デジタル推進課長	本 池 彰君
防災監	田 中 光 弘君	税務課長	三 輪 祐 子君
町民生活課長	芝 田 卓 巳君	子育て支援課長	吾 郷 あきこ君
教育次長	岩 田 典 弘君	総務・学校教育課長	水 嶋 志都子君
病院事務部長	山 口 俊 司君	健康福祉課長	糸 田 由 起君
福祉事務所長	渡 邊 悦 朗君	建設課長	田 子 勝 利君
産業課長	岡 田 光 政君	監査委員	仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（景山 浩君） これより会議を始めます。

ただいまの出席議員数は 14 人です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達して
おりますので、本日の会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

8 番、三鴨義文君、9 番、仲田司朗君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第 3 議案第 48 号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

9番、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正について、予算決算常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否意見がございましたので、それぞれ意見の要旨について御報告をいたします。まず、反対者の意見としまして、国民健康保険税の算定方式が四方式から三方式に変わり、固定資産税割がなくなることには賛成ですが、応能応益の負担割合が45対55と応益の率が高くなる。これは県が示した数字だが、結果的に所得の低い方への負担が多くなり、よくない方向だと考えると。県は国民健康保険税を統一化しようとしているが、納税率が悪く、国保税が高い鳥取市や米子市と一緒にになったら大変なので反対であるということです。

賛成者の御意見でございますが、国民健康保険税が一本化になるという前提があり、県が示した応能応益割45対55をした結果、資産割はなくなるが、所得の低い方の国民健康保険税が若干上がってくる。この方たちのほとんどが7割、5割軽減の対象になり、軽減の結果、500円から600円の値上がりになります。心苦しいのですが、これによって国保会計が何とか保たれるんでないかということで賛成する。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の国民健康保険税条例の一部改正について反対します。

反対の内容は、先ほど委員長が述べてくださいました。今回の改正は、国保税の課税方式を四方式、所得割、資産割、均等割、平等割、この中から資産割をやめて、所得割、均等割、平等割の三方式にするというものです。資産割をやめるということについては、税金は所得課税の原則から見ると、国保税については資産割をやめることには賛成です。

しかし、今回の改正については税率の応能応益の負担割合が、これまで辛うじて50対50というのを維持してきたのですが、今回45対55となり、応益負担の税率が高くなりました。これは南部町、旧西伯から見ても、国保税の課税方式の中でいわゆる応益の税率が高くなったとい

うのは初めてではないでしょうか。少しずつの僅差はあったと思うんですけど、このように出てきたというのは初めてだというふうに認識しています。

御承知のように応益負担が増えるということは、低所得者に負担増になるということに結果としてなってきます。これまで出されてきた町の資料、3月議会ですね、この資料の中では応能応益割の負担割合45、55と48でしたか、52か3ですね、違いがある中で、町の資料でもどう述べてるかということ、応益の割合が増えると所得のない世帯の税額が高くなり、所得のある世帯の税額が低くなると、こういうふうに書いていました。低所得者への負担増は避けるべきだというふうに考えています。

そして、税改正をしていくというのであれば、公平な負担になるべく近づくようにしていくような提案が必要ではないかと思うんです。例えば世帯割、平等割の件です。町内では1人世帯が国保世帯1,388世帯中809世帯を占め、約6割近くの世帯が1人世帯ということになっています。ここにもいわゆる平等割、均等割が等しくかかるということになってくれば、この1人世帯の負担増というのは承知のとおりです。

もう一つには、いわゆる応益割の均等割というのがあります。均等割は来年から子供については軽減がなされてくる。これは全国の地方自治体や議会から、所得のない、生まれてすぐの赤ちゃんからも人頭税取るのはおかしいのではないかという声に、国が政策の中に軽減策を入れてきたことと、何よりも背景には高い国保税というのがあるのだというふうに考えています。このことを考えた場合、応益割の平等割、また均等割にも問題があるというふうに考えざるを得ません。

本来、今回の三方式の導入や応能応益負担の在り方は、何よりも全県統一という国の方針の下で、保険税や、県では料と言ってるんですけども、全県で統一するためになされてきていることです。考えればこういう作業って本当に大変だなというふうに思うのですが、南部町の場合、全県で統一したらどうなるか。保険税が上がることは目に見えてるのではないかと思います。

例えば今回出されてきた資料では、三方式にした場合、平均保険税1世帯当たり1年間12万7,589円、結構高いですよ。前年度よりも3,800円近く低くなったというのですが、依然高い国保税です。参考に県の標準税率っていうの書いてあるんですけど、県の標準税率で見ると、これが13万5,691円、額にして8,000円近く世帯で上がってきます。同様に1人世帯で見ても5,000円近く上がってくるわけです。

これらを見るだけでも全県統一した場合には、南部町にとっては税が上がってくるということが考えられると思います。自分とかが上がったらけしからんだけではありません。本来、このような三方式の導入とかあるんですけども、根本的な解決にはなっていないということだという

ふうに思うんです。

先ほどの、きっと賛成討論でも言うと思うんですけども、今回の三方式にした場合、低所得者ほど大変ですけども、そのような方々は7割、5割、2割減額にかかっていると。国も国保税が高いから法定減免という制度をつくらざるを得なくなったわけです。

でも、多くの公務員の皆さんも経験しているように、本当に高い国保税というのであれば、法定減免などせずに所得割等にして払える国保税にしていくことが一番やりやすいし、それを担っていく市町村にとっても仕事が少なくなるわけです。それを考えれば所得に応じた国保税の負担ということに、言ってみれば応能負担の所得割に変えていくことが一番いいのではないかということと、それでもお金が足りません。毎年全国の知事会は1兆円近くのお金を求めていましたが、毎年3,400億円しか入っていないわけです。ここを、国の負担を抜本的に上げることをしなければどのようにいじっても、仮に所得割になっても高い国保税は直らないと思います。

私は、今回の件について県に合わせて資産割をなくしていくことについては賛成ですが、根本的な改善の立場から構造的な問題変えていくためにも、南部町独自にでも税を引き下げのような対策を取るべきではなかったのかということを指摘して反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。国保税の関係でございますが、今、真壁議員が言われましたのが半分以上そのとおりです。確かに今回の国保税は一つの大転換期、今まで四方式だったのを三方式に変えるという、町としても県に合わすっていうことですが、大転換いたしました。その比率が45対55、県と合わせたということで、やっぱり国保が県一本化になったということが大きな原因でございまして、これに合わせてやっとな。それによって、今、真壁議員が言われました資産割がなくなりました関係上、町内でも資産のない方に負担がかかるというような雰囲気もありました。

る言われましたが、今回の改正で一番大きな、よかったのは、令和2年度の税率がイレギュラーでその前の年の元年の税率使っておりましたが、それに合わせた税率にしております。そうすることで前回の真壁議員らの反対討論の中でも、税率を次の年は変えるということが一つネックになってましたが、それを税率は元のままに戻したということで今回はそれはクリアいたしました。

今回、この国民保険ですが、医療と後期と介護というのは3分野ありまして、医療のほうでは確かに令和2年度と比べましたら平均課税1所帯当たりでも1万6,808円上がります。平均

保険税1人当たりでも令和2年度と比べたら1万682円上がります。後期の場合、これの後期が過去大きな問題がありまして、鳥取県中で南部町の後期の保険料がすごく高かったと。

これに対して改正なされまして、これを介護と医療のほうに振り分けしたおかげで、今回は改正で後期のほうが、後で説明しますけど平均保険税1人当たりが2万705円下がっております。平均保険税1人当たりが1万3,159円下がっております。介護のほうも同じように平均保険税1所帯当たり2,929円下がっております。それで、平均保険税1人当たりも2,543円下がっております、合計でいたしますと上がったのはやっぱり今、真壁議員が指摘されましたとおり、均等割と平等割で45対55にしたおかげで均等割は3,900円プラス、平等割が3,000円プラスになってます。それらを入れて平均保険税の1所帯当たりが令和2年と比べましたら6,826円下がっております。平均保険税も1人当たり5,020円下がっております。そんなんでトータルいたしまして、今、真壁議員言われましたけども、我が町の一番特徴は1人所帯が58.29%、2人所帯が32.89%、ほとんど9割の方が1人、2人所帯なんです。それに伴いまして、7割、5割、2割軽減いたしますと約7割の方が軽減所帯でございます。ということは、それだけ低所得者が多い南部町でございます。その中でも特に注目したいのが、営業所得の方が154人、農業所得の方が38人、給与所得の方が458人、一番大きいのはやっぱり年金所得の方が830人、所得がない方が844人、この2つ合わせてでもほとんどの方が年金所得、また所得のない方、これらをもって国民健康保険を運営せないけんという大きな特徴がございます。

そこで、今、反対討論されると思いますけど、言われましたこの固定資産の三方式した場合、2,000万の穴が空きます。それを賦課した場合はやっぱり固定資産がない方にはちょっと負担がかかってまいりますが、そのほとんどが軽減所帯の方でございます、その中でもやっぱり800円ぐらい上がる方がございます。これは調べましたらやっぱり全体の数%、数人、こういう方がおられるということで、やっぱり真壁議員が言われるとおり、低所得の方たちも、そういう方にも心配りせないけんじゃないかということですが、それらを鑑み、いろんなことした感じで、本当に数人の方には、今回の方は800円ぐらい上がって御迷惑をおかけしますけど、それによって皆さん方、特に年金所得の方と、また後期高齢で医療かかる方、介護保険使う方やちが若干これによって影響があると。影響があるということは、プラスになるということということで、本当に皆さん、運協の方もよう頑張っただけこれについてされたと思いますし、これによって今回の令和3年度の国保会計が何とかもちそうだと。

一番大きな原因は、コロナの関係だと思いますけども、医療費があまりかからなかった。その

おかげで西伯病院が大変だったですけども、そういうことが大きな原因でありますし、県から何か月の平均で納付金の額を、納付額を教えてくださいますが、その額が令和3年度は思ったより少なかったよかったです。令和2年度もまだ決算は出てませんが、何ぼかの黒字になったということが大きな原因でございます、今回は本当に数名の方には申し訳ございませんけども、これを通していただき、南部町の国保会計、また低所得者、年金暮らしの方、後期高齢の方、介護の保険かかってどんどんかかってまいります、そういう方に目配りした今回の国保税条例の一部改正でございますので、数名の方には申し訳ないで、致し方ないということで、賛成討論とさせていただきます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結します。

これより、議案第48号、南部町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。
委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第49号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第49号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長の仲田でございます。議案第49号、南部町特別医療費助成条例の一部改正については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第49号、南部町特別医療費助成条例の一部改正についてを採決いたします。
本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第50号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第50号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第3号）については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

なお、委員会審議の中で、一つ、新たに設置されたデジタル推進課について光ファイバーを進めると同時に、庁舎内のデジタル化も進めていこうとしていますが、町民の皆様にはまだまだ理解いただけておられない方もおられますので、機会あるごとに地域に出向いていただいでデジタル推進の啓発に努めていただきたい。

2つ目、買物支援策について今後の具体的な支援策をしていただきたかった。以上の御意見がございました。以上、報告終わります。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第50号、令和3年度南部町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第51号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第51号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補

正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第51号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第51号、令和3年度南部町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第52号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長から報告を求めます。

予算決算常任委員長、仲田司朗君。

○予算決算常任委員会委員長（仲田 司朗君） 予算決算常任委員長、仲田でございます。議案第52号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議については、予算決算常任委員会をもって審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（景山 浩君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第52号、鳥取県西部広域行政管理組合の共同処理事務及び規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 陳情第2号

○議長（景山 浩君） 日程第8、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める陳情を議題いたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める陳情について、総務経済常任委員会で審査をいたしましたところ、全員一致で採択すべきと決しましたので、報告いたします。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第9 陳情第3号

○議長（景山 浩君） 日程第9、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情を議題といたします。

本件について民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、荊尾芳之君。

○民生教育常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 民生教育常任委員長です。陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情を民生教育常任委員会で審議しましたところ、全員一致で採択すべきとなりました。

可の理由でございますが、国の施策になれば現在鳥取県に支払っている南部町の協力金がなくなり、町の負担が減るので賛成するという意見でございました。以上です。

○議長（景山 浩君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、陳情第3号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の陳情を採決いたします。

委員長の報告は採択でありました。本案を採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

ここで休憩を挟みたいと思います。再開を9時45分といたします。

午前9時29分休憩

.....
午前9時45分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

日程第10 発議案第5号

○議長（景山 浩君） 日程第10、発議案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議

題といたします。

提出者である総務経済常任委員会委員長、滝山克己君から提出理由の説明を求めます。

総務経済常任委員長、滝山克己君。

○総務経済常任委員会委員長（滝山 克己君） 総務経済常任委員長です。

.....
発議案第 5 号

地方財政の充実・強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第 14 条第 3 項の規定により提出する。

令和 3 年 6 月 22 日 提出

提出者 南部町議会総務経済常任委員会委員長 滝 山 克 己

南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
なお、別紙につきましては副委員長が読み上げ、提案といたしますので、よろしくお願いいたします。
します。

○議長（景山 浩君） 1 番、埜田光雄君。

○総務経済常任委員会副委員長（埜田 光雄君） 総務経済常任委員会副委員長の埜田光雄です。

別紙を読みます。
.....

別紙

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの出現により、いま地方自治体には新たに多くの行政需要が発生している。ワクチン接種体制の構築、防疫体制の強化、「新しい生活様式」への変化を余儀なくされた市民の日常生活から発生する問題など、あらゆる課題に即時の対応が求められている。それと同時に、医療・介護など社会保障への対応、子育て支援策の充実、地域交通の維持・確保など、少子・高齢化の進展とともに、従来からの行政サービスに対する需要も、これまで以上に高まりつつある。しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、近年多発している大規模災害、またデジタル・ガバメント化への対応も迫られている。

こうした地方の財源対応について、政府はいわゆる「骨太方針 2018」に基づき、2021 年度の地方財政計画までは、2018 年度の地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保してきた。しかし、新型コロナウイルスへの対応により巨額の財政出動が行われるな

か、2022年度以降の地方財源が十分に確保できるのか、大きな不安が残されている。

このため、2022年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

1. 社会保障、防災、環境、地域交通、人口減少、デジタル化対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ新型コロナウイルス対策として、ワクチン接種体制の構築、感染症対応業務を含めた、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえた、十分な財源措置をはかること。
3. 子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、人材を確保するための自治体の取り組みを支える財政措置を講じること。
4. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化については、自治体の実情を踏まえるとともに、目標時期の延長や一定のカスタマイズを可能とするなど、より柔軟に対応すること。また、地域経済を活性化させるためにも、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占を防止すること、また地域での人材育成をはかるなど、地域デジタル社会推進費の有効活用も含めて対応すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円について、引き続き同規模の財源確保をはかること。
6. 2020年度から始まった会計年度任用職員制度について、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどして、さらなる財源需要を十分に満たすこと。また、処遇改善額が明確となるよう配慮すること。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. 森林環境譲与税の譲与基準については、より林業需要の高い自治体への譲与額を増大させるよう見直すこと。
9. 地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な改善を行うこと。

また、コロナ禍において固定資産税の軽減措置等が行われたことはやむを得ないものの、各種税制の廃止、減税を検討する際には、地方6団体などを通じて、自治体の意見や財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないよう対応をはかること。

10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。
11. 地方交付税の法定率を引き上げるなど、引き続き、臨時財政対策債に頼らない地方財政の確立に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・厚生労働大臣・内閣府特命担当大臣（地方創生担当）・内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

.....
以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第5号、地方財政の充実・強化を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....
日程第11 発議案第6号

○議長（景山 浩君） 日程第11、発議案第6号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を議題といたします。

提出者である民生教育常任委員会委員長、荊尾芳之君から提出理由の説明を求めます。

民生教育常任委員長、荊尾芳之君。

○民生教育常任委員会委員長（荊尾 芳之君） 民生教育常任委員長です。

.....
発議案第6号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

令和3年6月22日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員会委員長 荊 尾 芳 之
南部町議会議長 景 山 浩 様

.....
提案につきましては、副委員長が述べて行います。

○議長（景山 浩君） 民生教育常任委員会副委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会副委員長（白川 立真君） それでは、別紙、読み上げます。

.....
別紙

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられる。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要だ。さらに、きめ細やかな教育をするためには30人学級の実現が不可欠である。

そのうえ、文部科学大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及している。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・文部科学大臣

.....

以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、発議案第6号、少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第12 発議案第7号

○議長（景山 浩君） 日程第12、発議案第7号、東京オリンピック・パラリンピックの中止を求める意見書を議題といたします。

提出者である加藤学君から趣旨説明を求めます。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤学です。

.....
発議案第7号

東京オリンピック・パラリンピックの中止を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和3年6月22日 提出

提出者 南部町議会議員 加藤 学

同 同 真壁 容子

同 同 亀尾 共三

南部町議会議長 景山 浩 様

.....
別紙

東京オリンピック・パラリンピックの中止を求める意見書（案）

開催予定日を直前にひかえ、新型コロナ感染拡大の危険が高い中での東京五輪開催の是非が問われている。

新型コロナの感染者は、日本では、76.6万人、死者数は13,700人、世界では、感染者数1億7,400万人、死者375万人（6月10日現在）と、その数は日々更新され、パンデミックの様相がとどまるところを知らない。国内外を問わず、今期の開催を懸念し中止を求める声は多く上がってきている。

首相は「選手らの感染対策を徹底するから安全は確保できる」と主張し開催準備を進めているが、政府のコロナ対策分科会会長が国会で「競技場内で感染拡大を抑えることができても五輪を開催すれば国内の人の流れを増大することの危険性」を指摘したことは重大だ。

指摘の中で具体的なリスクとして①全国から競技会場に観客が移動する②競技場の外で無数に行われるパブリックビューイングなどさまざまなイベントに観客が集まる③夏の連休やお盆と同時になるため都市から地方へと人の流れが起こる、ことを示した。

大規模の人の移動が感染急拡大につながったことは、5月の連休明けに北海道や沖縄などで感染急拡大を招いたように国民が何度も経験してきたことだ。「開催すれば、今より感染リスクが

高くなるのはどう考えても普通」「開催するというならリスクを最小限にすることは必要だが、ゼロにはできない」とする会長の指摘は専門家からの責任ある重い発言だ。

医療現場での、病床数・医療従事者の逼迫は指摘されているが、改善の方向は見えていない。今の状況で、国民の命と健康を守るため、今回のオリンピックの中止が最善の方法と考える。

政府におかれては、専門家からの指摘を真摯に受け止め、このコロナパンデミックから、国民の命を守る施策をとられるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣・文部科学大臣・東京オリンピック・パラリンピック担当大臣・総務大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

.....

以上です。

若干補足説明をさせていただきます。今回、この提出書を出したのは6月10日以降です。この新型コロナウイルス感染のことは日々内容が異なってきております。6月21日現在ですが、国内での感染者数は78万6,000人となっております。死者数1万4,461人、また、世界では感染者数が1億7,800万人、死者数は386万人と増えています。

また、現在、パブリックビューイングについては、東京都は中止せざるを得ないということで、これは現在中止になっております。

また、現在、変異株の問題、それから新型コロナワクチン接種の推移については日々これも増えていたりするところです。

それと、また現在、東京都においては、新たな感染者の数ですけれども、これは微増、微減といったところではないでしょうか。一時減りましたが、また微増に反転し、そして現在のところではまだ何ともいえないというのが現状ではないでしょうか。以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

1 番、埜田光雄君。

○議員（1 番 埜田 光雄君） 1 番、埜田光雄です。私は、東京オリンピック・パラリンピックの中止を求める意見書提出に反対の立場で討論させていただきます。

私も東京オリンピック・パラリンピック開催については半々の気持ちでした。新型コロナウイルス感染拡大防止の面を考えれば開催しないほうがよいのではないかと、また、選手、関係者としては開催されたほうがよいのではないかと考えてしまいますし、どの立場でも賛否は分かれると思います。

新型コロナウイルスが確認されてから1年以上がたち、開催まであと1か月となる現在、昨年は何が何なのか全く分からない状態で予防や対策もできない状態だったと思いますが、開催延期から約1年がたち、まだまだ万全の対応には難しいとは思われますが、それでも昨年と比べると対応や対策も打てる状況にあると思います。大会組織委員会や政府等も今できる万全の対策を持って開催に向けて準備をされていると思います。

東京オリンピック・パラリンピックは無事開催、終了され、感染予防対策や処置などのマニュアルなどを大会終了後の私たちの生活、また経済活動などに適用していただき、先の見えない自粛の生活から、先が見える自粛や復興に向けてほしいと期待を考えたときに、半々の気持ちが若干ですが、開催されたほうがよいのではないかという思いが強くなったので、意見書を出すことには反対の討論といたします。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2 番、加藤学君。

○議員（2 番 加藤 学君） 2 番、加藤学です。採択すべきの立場から発言させていただきます。

本来この東京オリンピックですけれども、もともとは2011年の3月11日に起こった東日本大震災からの復興、これを世界にPRするためにやるんだっていうのが一番最初でした。そしてまた、プレゼンテーションのときに前の安倍首相が、福島原発に関してはアンダーコントロール、制御ができていっているという、これを発言しました。しかしながら、実際のところはどうでしょうか。3月11日に福島県、それから周辺の県について復興が一体どこまで進んでいるのか、こういった番組が年に1回流れますけれども、ほとんどの自治体で復興が終わったっていうことは全く言ってません。復興はまだ半ばだと言ってます。

それと、もう一点、現在、トリチウム汚染水、処理水とも言うておりますけれども、これの放出が決まっています。これ地元においては風評被害が起きるのが間違いないからやめてくれとい

うことがあるにもかかわらず、放出するということ決めてしまいました。これもアンダーコントロールができていていいながら実際にはできていないというのが現状です。

また、現在、この新型コロナウイルス感染に対して勝ったんだ、もしくは打ちかったんだ、こういったことを世界にPRするんだっていうふうに言っていますけれども、皆さん御存じのとおり打ちかったとはとてもいえない状態です。

また、中には今回、この意見書、現時点では中止することはできないから、出しても仕方がないから反対するっていうような意見もありますけれども、これは地方の一自治体として国に対して反対意見を提出する、このことに意義があると私は考えます。

以上のことから、今回のこの意見書、採択するべきとさせていただきます。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

8番、三鴨義文君。

○議員（8番 三鴨 義文君） 悩みますけれども、8番、三鴨です。私は、この東京オリンピック・パラリンピックの中止を求める意見書について、反対の立場で意見を述べさせていただきます。

私自身は何とか対策をしながらオリンピックを開催していただきたいという気持ちです。先ほど埴田議員もおっしゃられましたけど、迷いはもちろん、完璧ではありませんので、それは悩んでるところもありますけれども、ぜひ開催していただきたいというふうに思っています。東京オリンピックが、誘致が決まったときからずっと楽しみにしておりましたので、今でもぜひとも開催してもらいたいと思っています。

先ほど加藤議員のほうも言われましたが、このコロナ禍の中で万全とはなくてリスクもあるということは十分承知しておりますけれども、全国的な世論調査を見させていただきますといろいろなデータが出ております、御意見が出ております。毎日新聞社の調査、ちょっと見ますと、中止すべきが約40%、再延期すべきだというのが20%で、中止と延期を加えますと60%ということで50%以上になっている、開催すべきというのは約40%だということであります。また、これは読売新聞で見ますと、どちらも50%、開催も50、中止・延期も50だというような、いろいろなデータが出ております。国民の皆さんもそういう、やむを得んと思われるのもあるし、ぜひ開催してほしいという迷いのところだと思います。南部町の町民の皆さんもそうだと思います。賛否両論お持ちであるというふうに思っています。決断しにくいところだと思います。

しかし、こうした状況の中で、南部町でもそういう状況の中で、あたかも町民の皆さん全てが中止であると、中止を求めているというようなこうした御意見書を南部町議会として出すことは本当に適切ではないんじゃないかと私は思います。あえて出すべきではないという考えのほうが

強くありますので、こういったまとめたような、南部町、町民のみんなが中止を求めているというふうなこの意見書は、繰り返しますが出すべきではないという立場から反対したいというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の東京オリンピック・パラリンピックの中止を求める意見書を南部町議会で上げたいという立場からの意見です。

先ほどの三鴨議員のちゅうちょする気持ちと、それから町民全体が中止ということを上げるのは適切ではないというのも、そういう意味でいえば納得のできる意見だろうなと思って聞いておりました。だから上げんとこうではなくて、そういう状況の中で、私たちも重々そのことはいろんな意見が出てくるだろうと思ったんですけども、やっぱり意見書を出そうということに至ったというのは、意見書というのは、国民は、国政や県政、町政に対してもおかしいんじゃないかなと思ったりとか、何とかしてほしいなっていうのもすべがないわけですよ。一つには選挙ですよ、選挙でいわゆる首長なり政権を替えていくという方法があるんですけど、あとは署名集めるとかしかないわけですよ。考えたときに、地方議会が持っている国政や県政に対して意見書を出していくということは、これは憲法や法律にも明記されていることであって、国民やその住民の意思を示していく大事なツールだというふうには私は改めて思いました。このときに、国会でのやり取りやテレビ番組を見ながら一体何ができてかかって考えたときに、自分が今、町議会の議席のときに在籍しておる中で表していくとすれば、意見書の提案をしていくということが一番最善の方法だというふうに至ったわけです。

賛否両論で適切ではないって、こういうふうにあってってこういうふうにおっしゃるんですけども、やっぱり一番感じたのはオリンピックの意義が語れない今の政権の姿、それと専門家が何回も指摘してるのに、そのことを置いておいて決めていこうとする姿を、これを今、育てている小学生、中学生、高校生、大学生に大人はどういうふうの説明したらいいのかなっていうのもめっちゃくちゃ真剣に考えました。

私たちが今まで義務教育を経てきた中で何を大事にしてきたかというのと、いろんな勉強していく中で、歴史を進めていくために今までの歴史を学んで、科学的に到達した立場に立って、そこを引き継いでいける時代に合った人間に育ていくために私たちも日々努力してきたのかなというふうに思うわけです。そういう中では、専門家たちがそれぞれの分野の中で、最前を行っている方々ですよ、その方々が出してくる話になかなか耳を傾けようとしなくてやっていく姿勢と

というのは、これが国の形としていいのかなというのも思ったところです。そういう気持ちが強くあります。今の時期に至っては、テレビに出てくる首相の答弁等が、腹が立つというよりは情けない。この国の在り方としてこれでいいのだろうかと思っておりますし、もしかしたら私のように思ってる人も多いのではないかというふうに私は思っています。

このオリンピックのことですけれども、やっぱり理由が今、このパンデミックが起きているときに理由が示せないという内容ですよ。最近に至っては、無観客が望ましいと言っているのに1万人規模ですということ決めてきた。もう私なんか新聞見て啞然としているんですよ。何だこれはと思っているんですけども、それを国民がどう見てるかっていうことですよ。

先ほど話してくださった国民の世論調査ですけれども、今日の新聞では、20日に行った世論調査では、新型コロナウイルスの感染再拡大での不安が8割を超える声を出している。共同通信ですよ、感染拡大の不安については回答が、86.7%の方々が今回で余計広がるだろうと言っている。こういうことから、オリンピック開催の是非は朝日新聞やANNの調査なんかでは中止、再延期合わせて6割を超えてきているというのが、これは御存じのとおりですよ。

1万人規模でということ出した段階で、東京都の医師会の中には市の医師会とかいろいろありまして、全部で60医師会があって、そのうちの54の医師会が感染抑止や通常医療の維持ができるようではない、中止か無観客にせよという声明を出してきたんですよ。これもう膝元で起こってきているという内容ですよ。

それと、6月に入って東京商工リサーチというところが商工業者にオリンピックどう考えてるかって9,163社から回答得たというんですけども、その中で中止・延期を求めている企業が64%になったと。これ一番は、期間中の感染拡大が起こるだろうということと、やっぱり企業ですからその後の景気の悪化を心配している。もうこれもし感染拡大が起こったらまた大変なことになるということでそういうことを言ってるわけですよ。

それで、皆さんは、よく読んでおられる日本海新聞、6月18日付の社説では、観客1万人入るということを、決まるだろうということ想定して、五輪ありきで大丈夫かという社説を載せました。朝日新聞もオリンピックは中止しろというのは載せてきたわけです。6割近くで半数だということですけども、テレビのNHKなんか見てたらもうオリンピックを持ち上げる内容が多いですよ。その中で、こんなふうに世紀の祭典と言われてるオリンピックなのに国の世論が五分するような事態ということどういうことなんだろうかということは、私たちはもうちょっと考えんといけないんじゃないかなというふうに思うんですよ。私たちが子供の頃経験してきた東京オリンピックのあの躍動感と期待と希望のオリンピックと残念ながら姿が変わってきたというのが

今の現状ではないかなというふうに思います。

それで、政府のコロナ担当が三菱総研にシミュレーションを求めたというんですよね。そこではどういう結果かという、何もしなくても、オリンピック開かなくても8月下旬には東京都内の新規感染者数が1日800人になるだろうと、オリンピックになったら1,000人を超えるって試算してきたわけですよね。この感染者が出るということは、先ほども話がありましたけども、当初のコロナの感染の威力だけではなくて、変異種が現れてきた場合、もしこれをほっておいたら東京株というのができて、それがオリンピックを媒介して世界中に散らばる可能性を指摘してる専門家も出てきています。もし仮にそういうことになれば、先進国と言われている日本でもまだまだワクチン接種が進んでいないわけですよ。これが後進国に及んだ場合、どのような結果になるかというのは火を見るよりも明らかではないでしょうか。

デジタルやインターネット網が進み、世界各国の様子が私たち分かるようになりました。以前に比べて国でどのような論議してるかということもテレビやインターネットで知ることになりました。私は、国民一人一人が考えて、今回のオリンピックについては、私たちは中止すべきと思ってるんですけども、少なくとも今の中でせめてワクチンが行き届くまで延期できないものだろうかというのがどうして政府から出てこないのか、そして政権党からもどうしてその声が出ないのかというの、非常に不思議でなるのですよ。それを考えた場合、今の政権は残念ながら国民の命よりも、何よりもオリンピックを開催することを優先しているというふうに判断している国民は多いのではないのでしょうか。

付け加えて言うならば、今回のこのようなIOCと日本政府の在り方は世界各国にいるスポーツ愛好者の気持ちも踏みにじる行いだと強く私、抗議したいなと思っています。笑っていますが、私も三嶋さんと同じように、家族の中では野球が始まったら野球ばかり、サッカーの放送、お金を払って朝から晩まで見ている。そこに一喜一憂するあのワールドカップでは夜遅くまで日本を応援した。オリンピックのときはほかの議員から、あんたは日本の日の丸好きじゃなかったんじゃないかと言われながらも夜中かかって応援してきた。これは国民の中にある気持ちだと思うんです。そのことと、今、このコロナの中でオリンピックをどうするのかということはしっかりと分けて考えるべきだというふうに考えています。

それで、このことがあたかも選手のことを思っていないとか、スポーツをないがしろにする、そのようなものではなく、一番国民たちが心配してこのオリンピックを中止と言っているのは、何よりも今の段階で国民の命を守ることはならない、このことを一番心配しているということです。そのことがあるにもかかわらず、どのように安全・安心の大会にしていくかということ

何も示さずに専門家が危ないと言っている1万人規模の観客を入れてオリンピックを開くと言っているのです。誰が考えても子供たちに説明できる内容ではない。

そして、東京都、近隣の県については子供を動員するという内容で、そのことは各校の校長に任せる、このような無責任なやり方をして教員や子供たちをも巻き込んでいます。これが本当に正常な国のありようだろうか。大げさに思うかもしれませんが、深刻に考えています。そういう意味でいえば、小さな町の議員かもしれませんが、あらゆることを使ってこの声を出していきたいと思ひ、意見書を上げていきたいと思ひています。よろしくお願ひします。

全国には今議会でこのようにオリンピック中止を求める意見書を出すか出さないで論議をしている多くの自治体がどのような結論を出してくるかということも私は注意して見たいと思ひています。以上です。よろしくお願ひします。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第7号、東京オリンピック・パラリンピックの中止を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第13 発議案第8号

○議長（景山 浩君） 日程第13、発議案第8号、病床削減・病院統廃合法である医療法「改正」法の撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者である亀尾共三君から趣旨説明を求めます。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。

.....

発議案第8号

病床削減・病院統廃合法である医療法「改正」法の撤回を求める
意見書

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出

する。

令和3年6月22日 提出

提出者 南部町議会議員 亀 尾 共 三
同 同 真 壁 容 子
同 同 加 藤 学

南部町議会議長 景 山 浩 様

――別紙を朗読いたします。

別紙

病床削減・病院統廃合法である医療法「改正」法の撤回を求める
意見書（案）

去る5月21日、参議院本会議で可決・成立した「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」）は、「病床削減推進法」とも呼ばれているように、これまで、全国から批判が上がった公的病院の統廃合の延長線上に上がってきた「改正」法だ。

主な内容の一つは、病床を削減すれば、給付金を支給するというものだ。財源を消費税とし、今年度は195億円が計上され削減する病床は単純計算で1万床規模になる。新型コロナ感染症の拡大で医療の逼迫が広がるなか、病床削減は、医師や看護師の体制後退にもつながることになりかねない。

コロナ危機が明らかにしたのは、重篤化しても入院できず、命の選択が迫られる脆弱な医療体制だ。この「改正法」の根幹となる地域医療構想はパンデミックを想定せず、高度急性期・急性期を中心に約20万床も削減するというものだが、今の情勢は、国民の命が守れる病床数の再検証こそ求めている。病床削減の補助金を廃止し、予算は、コロナ禍で苦闘する医療機関・医療従事者に回すべきだ。「改正法」の撤回を求める。

加えて、公立病院を開設・運営している自治体の議会として、436の公立・公的病院の再編統廃合リストの撤回を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月22日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣・総務大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長

.....

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。この意見書に対してちょっと2点ほど確認を取っておきたいなというふうに思います。

まず、文書の中で今年度については削減の補助金といいますか、それが195億円、これは1万床の規模ということというふう書いてあります。最終的に想定としては20万床も削減する。この20万床というと、本当にこんなに削減して医療って大丈夫なのというふうに思うんですけど、全国で大体病床数というのがどのくらいあるのかなというのがもし分かれば確認を取っておきたいと思いますし、それからこれについて若干確認を取ったところ、厚生労働省が2006年に導入した7対1病床というのがあります。これが想定をはるかに超えて今では10倍ぐらいの拡大をしている。これが拡大すれば医療費がどうしても反映してくる、高くなってくるということで、これまでに2兆円余りの過剰なそういった病院費というか、医療費が費やされているのではないかなという可能性が出ているということに対して何かもし確認が取れば聞いておきたいなというふうに思います。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） お答えします。まず、2点いただきましたが、その中ではっきりしている病床数の数ですね、これが159万2,440床ということが総数とは調べております。

今のそれと2つ目の後段にありました2兆円のお金のことなんですが、これは今のところちょっとはっきりとこれなんだということができませんので、それについてはまた後で報告できる段階にしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。この医療費の過剰なことについては分かりました。

今、全国で159万2,400床があると、そのうちの20万というの、2006年になってから人口もどんどん減ってきている。その中であって、この減少というものは、この人口減少に伴うこれは法律ではないかなというふうに思いますし、これによって医師の方、先生の働き方改

革、それから公立病院等々西伯病院も含めて、西伯病院自体も病院の改革プランによって今、介護・療養床の検討委員会などもやりながら病院の経営について検討していただいているわけなんです、そういったものにも私は拍車がかかっていくのではないかなというふうに思っているんですけど、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 病床削減が、人口が今、減る傾向にあるし、恐らく推計でも今後残念ながら人口が減ることが、推計が出ております。私は当然、人口は減らないだろうということは申しませんが、しかし、現在でも、状況見ても、先ほども言いましたけど、こういうコロナの感染症がどんどん進んでる中で病院が、入院できないような状況がある、これなんです。これは病状がまだ軽いから入院しなくてもいいよという結論が出てならいいんだけど、本当に入院したいのにできない、家の中で仕方なくやっちょっと亡くなっているような状況があるわけです。そういう状況ですから、減らすということについては、私は本当に冷たい政治だと言うべきだと思います。そういうことから、人口は減っても病床削減はすべきでない、このことを思うわけです。以上なんです。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 働き方改革の部分ですけれども、これ働き方改革の話が一番最初出てきたとき、私ここで賛成、反対討論に立ったんですけれども、働き方改革の中で根本的に出てきたことは、残業数を減らすこと、それから労働時間を減らすこと、それからもう一点は同一労働同一賃金を導入すること、これが基本的なことでした。現在、医療現場で一番求められているのは、労働時間と、それから残業時間を減らすことです。これにおいては、現在求められているのは働く人の人数を増やすこと、これによって働く時間を分散することです。現在、それができないのでシェアといった形でごまかしをやってますけれども、実際問題、働き方改革をするのであれば医療従事者の人数を増やさなければこれにはつながらない。これが私の意見です。以上です。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） そうしますと、この働き方改革について今、加藤議員からありました。今の西伯病院の現状、医師の方が非常に不足している、併せて高齢化をしている、今がその現状なんです。その現状の中で働き方改革をしていくことも必要ではないかなというふうに思っているんですが、それに対しての意見をお願いします。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。これに関しては残念ながら人数を増やさなけれ

ばならないというのが現状ですが、西伯病院の場合、新たな方を雇うことができてない、また看護師の方もなかなか新たに増やすことができてないというのが現状です。この場合、ある程度のところで待遇改善をすればっていう部分が求められるとは思いますが、先生のほうに関してはなかなかそれが難しいのが現状ではないかっていうのが現実だと思っております。

○議長（景山 浩君） 提出者としての答弁ですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほど板井議員から出ている働き方改革で医者が少ないのは、医者が少ないけれども、その中で何とかやっていかなければならないのではないかっていう意見ですよ。現場とすればまさしくそうで、何とかやっていけないというところで何やってるかという、過重労働、過重負担で今、補ってるわけですよ。この補い方の根本的な解決はどうかっていうところの働き方改革の話に進めていかんといけないのではないかなと思うんですよ。

今回の医師不足が出てきたりした中で専門家が指摘しているのは、ここ何十年かかかって全国各地の歯学も含めて医学部の学生数が減ってきている問題がありますよね。医師を増やそうとしなかったことが大きな原因。

それで、看護師等について言えば、いわゆる看護師の待遇改善ですよ、夜勤とかある中でその待遇改善等も言われているというところで、やはりそこが一番ではないかっていうのと、私たちが今回この論議していくのは、一体、日本の今の医療はどこに向かっているのかという、やっぱり人口が減るからということの名目に医療費全体、言ってみれば社会保障費全体を減らしていこうとしている政府の姿勢に根本矛盾があるのではないかなと私たちは考えてるわけですよ。

今回の話の中に、今回、推進法ですよ、長い名前の、推進するための法律ですけども、一つには病床削減したら補助金は出るよって制度ですけど、もう一つ大きな柱があるというのは、まさしく働き方改革の反対に行くほうで何をしたかという、今回、医者が多いもんだから医者の働く時間を、法的に今まで960時間っていったら、これ過労死すれすれの時間ですよ。960時間を医者の上限とするよというんだけど、特例を設けて1,860時間というのを入れてきたわけなんです。これに医療の人たちは、とてもじゃないけれども、今も大変なのに特例として1,860時間ということは、法的に、いわゆる過労死の2倍近くの時間をも法律で可能とするっていうことで、全国の医療機関の人たちが上げたという今回の内容になっている法律なんです。それを見る限りでは、板井議員のおっしゃっている医師不足を改善の方向に向かう根本的な解決ではなくて、今ある医者の方々大変だけれども現状を克服するには、過労死の2倍まで

は何らかの措置で特例として認めましょうという内容をつけるというのは、これは医療機関に課すべき内容ではないというふうに思いませんか。その内容で、私たちはどのような政権であろうと命を守るために医療の充実として考えた場合、人口減になって医療や病院を減らすというのではなく、ただでさえ、世界的に見たらどうかというと、世界的に医師数の数は100人当たりでしてみたら、日本は32位という数字が出ています。もう先進国では遅れてるほうですよ。1番のギリシャが1,000人当たり、ごめんなさい、6.1人が、1人が、日本ではその3分の1ぐらいの2.5人になってるんですよ。メキシコとほぼ変わらない状況。これが、私たちが高度経済成長時代に誰が想像したのかなと思うような事態が、今のコロナパンデミックに対応できない医療体制になってしまってるという現実でないかと思うんですよ。

その辺のところを私たちは、働き方改革や医療制度がどのように変わっていくかということもお互い勉強していきながら地方から適切な声上げていけたらいいなというふうに思っています。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 原案に反対の立場で討論をさせていただきます。

今ある地域医療構想はけしからんというようなことだと思います。先ほどの、どこの議案でしたしょう、国保に関わるところでけんけんがくがくの討論があって、やはり両者の話を聞いておきますと、国保というものはやはり高い、そしてこれ以上上がっていくとつらい、苦しいというものがかいま見えてきまして、そういうことも踏まえて反対討論をしていきたいと思います。

おなじみの国立社会保障・人口問題研究所のデータによりますと、地方が負担する社会保障給付費というのがありまして、1990年度、約2.7兆円だったものがたった27年間、いわゆる2017年には16.6兆円に膨れ上がり、今後も支える世代と支えられる世代のバランスは厳しくなっていくと予測しております。中でも医療関係の負担は特に大きく、国保税などが高いと言われる一因がここにあります。このような背景を基に、2018年、国は都道府県に対し、地域医療構想の進め方を通知します。2019年、公的医療機関等2025プランの中で地域医療構想を踏まえた役割の明確化、当該病院の果たす役割などを求めてきています。

分かりやすく言えば、地域の中に同じような機能を持つ経営主体の異なる大小様々な病院がある。このため、貴重な医療人材が分散したり、医療機器の重複投資が起きていて、結果として病院間の連携どころか、患者の奪い合いとなっており、非効率な現状があります。特に高齢化や人口減少が著しい地方ではお互い共倒れになりかねないリスクが指摘されています。また、先ほどから出ています働き方という視点で見れば、長時間残業による医師の過重労働も指摘されています。

そんな中で地域を一つの病院、一つのチームと捉え、病床の機能分化と病院の連携を進め、さらに医療人材の効率配置が求められています。前段でも述べましたが、膨れ上がる医療費の抑制と地域医療の一体化はセットでなければなりません。本当に今後求める地域医療の木というものを太く大きくするためには間伐と枝打ちを行い、持続可能な地域医療を構築してもらいたいと思います。討論を終わります。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。私は、ここで、別紙の中の後段の終わりから2行目のところに書いてるんですけども、公立病院、これの中でそういうことをやってはならないかという立場なんです。私は、そこで公立病院の果たすべき役割は何かということちょっと見ました。そしたら2つ上がっております。

まず一つは、医療機関の果たすべき役割は、地域において提供されることが必要な医療のうち、民間医療機関による提供が困難な医療を提供することにある、このように言ってるわけです。つまり、公立病院というのはいかに大事であるかと、大事にしなければならないということ述べております。

2つ目、地方住民が抱える様々な健康上の不安、悩みを受け止め、適切に対応し、安心して暮らせるよう見守る体制を関係機関と連携して、公正、公平な医療を提供する、こうなっております。

そこで私は、今議会の去る16日に一般質問で、公立西伯病院の存在性から私自身が体験したことを、重要な思いを一端を述べました。それは地元に入院が可能な施設のあることがいかに大切なことであることを、そのときを強く感じました。そういうことから訴えておるのでありますが、まず、厚生労働省が打ち出した全国の公立公的病院の統廃合を基に病床削減推進法、これは譲ることはできない問題ではないでしょうか。

本町の西伯病院は限られた繰り出し基準の中で、町内外の方々の健康を保つ使命から、時間外

手当が不十分であったとしても患者の回復を願って仕事をされております。町民にとって病院存在は砂漠の中のオアシスとして表現しても過言ではないではないでしょうか。

私は、病床削減・病院統廃合である医療法の改正、この法案に対して撤回を求めることを強く求めるものであります。皆さん、御一緒にこれを上げようではありませんか。そのことを主張いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 9番、仲田でございます。病床削減・病院統廃合法である医療法「改正」法の撤回を求める意見書に反対の立場で討論を行います。

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の改正については、医師の働き方改革、各医療機関の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるためのものでございまして、先般の5月に参議院のほうで可決されたものでございます。

改正の主旨は、先ほども話がありましたけれども、医師の長時間労働の状況を良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進したりするために、医師の労働時間の短縮とか、健康確保のための制度の創設とか、各医療機関関係職種の業務範囲の見直し等の措置を講ずることと、外来医療の機能の明確化とか、あるいは及び連携の推進のための報告制度の創設、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に関する支援の仕組みの強化等の措置を講ずることというのが趣旨でございます。その中で、今回あります病院の統廃合の中にこの地域医療構想のものが入っていると思います。

地域の実情に応じた医療提供体制の確保については、既に西伯病院では病床再編についての論議をし、患者様の状態に適切な病床である良質な医療サービスの提供を目指して、今、日夜努力をしておられるところでございます。医師の不足、あるいは後期高齢者の増加に伴う医療、介護のニーズの高まり、医療費の増加と若い労働力不足に伴う社会保障費の負担増加、このような背景により、2025年に団塊世代が75歳を迎える年を指して2025年問題といいますが、病床機能の分化と連携は今後の病院の在り方に大きく示されていると思います。

これから病院の数や医師不足に対して、後期高齢者の医療、介護ニーズは高まると予想されますが、その打開策となるのは地域へのシフトだと私は思っております。在宅医療の増加や介護、福祉施設との連携など、地域包括ケアシステムを意識して地域で求められてるニーズや機能を実践することが今後さらに重要になるのではないかと思います。加えて、IT化の推進により経営

の最適化とか効率化とか、各業種と連携をしながら医療界にとって不可欠なものとなっていくと思います。

そういう状況の中で西伯病院が目指しているところは、地域の連携をしながら地域医療を模索していくために今、病床再編をしつつあると思います。よって、病床削減・病院統廃合法である医療法「改正」法の撤回を求める意見書については、私は反対であると思います。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の意見書ですけれども、病床削減で病院統廃合をやめましょうっていう内容ですけども、これが例えば公立病院を抱える全国自治体の会、それとか全国医師会、全国薬剤師会の方々が陳情上げてくれて言ってきたら上げるんですか。地方六団体が公立病院を守りたいし、今回の病床削減法については納得いかないという声が出たら皆さんは一緒に賛成してくれるわけですか。恐らく出てくるんじゃないかと思っています。それぐらい今回のやり方はコロナの中でひどいやり方だなというふうに私は思ってます。これを皆さんは、陳情とか私たちが意見書出すときに、勉強する会も持っていました。その中で、善意ではあると思うのですが、コロナのところをのけたら病院の病床削減は絶対反対せんといけんからといって言ってきた議員の方もいらっしゃいました。

しかし、今、何が国民から批判されてるかというのと、このコロナの時期に感染症対策に身をもって施設も人も出しながら頑張っているのが、全国でも公立病院であったということではなかったでしょうか。そこが全国で見たら感染症の病棟が、ちょっと驚いたことに1,886床しかないということなんですよ。

ここに書いてある地域医療構想というのは賛否いろいろあります。私はえげつないやり方だなと思うんですけども、鳥取県知事なんか、ほかの知事会の方々は、地域医療構想っていうのは人口が減になってくるからどんな医療体制取るかって大事なことなので考えていかないといけないって言ってるんですよ。でも、それは地域自らが判断しながら考えることだって言ってるんですよ。当初はそれでいいって言っておきながら、病床が減らなかったら国は高圧的な姿勢を持ってきて病院の削減するリストを発表してきたりしたわけでしょう。それで多くの自治体の長なんかは反対してきたという経過があるわけですよ。

今、コロナになって公立病院こそが大変な中で何とかせんといけんと、十分なお金は回っていない中で、その一方で厚生労働委員会何を決めてくるかというのと、これはもう予算に載ってた

ことなんですけれども、やはり病院を、病床削減するその率によって単価も変えて、それを消費税でお金を出すから病床を減らせということ、誘導しようという策を取ってきてるわけですよ。

新聞記事なんかで医療機関が言ったのは、この感染症になったときにどう言ったかということ、病院というのはベッドというのがゆとりがなければ病院の役割が果たせないんだって言った記事出たの覚えていらっしゃる方も多いと思うんですよ。満床であれば救急とかが受け入れられないからです。でも、ずっと医療費削減のために病床率のベッドの、どれだけ使ってるかの比率でベッドを削減しろと言ってくる、このこと自体が医療関係者からも批判されてきたっていうことも御承知のことだというふうに思うわけです。

この時期に感染病棟がなくて私立の病院がベッドを提供すればこういうことに至らなかったと思うんですけども、大阪府の状況なんかは、本当にこれが先進国という日本の中で起こってるのかということが起こってるということも、テレビで皆さん御存じではなかったんでしょうか。この時期に病床を減らしていくということ、私は政治的立場いろいろあっても議員の皆さんと一緒に上げる課題ではないかなと思ったわけです。それをコロナって書いてあるからって言いますが、まさしくこのコロナがこの今の病院をめぐる状況が脆弱さを明らかにしたということが大事なことではなかったかと思うんですよ。

何だかんだ何だかんだ言いますが、結局は西伯病院の削減はいかんけれども、地域医療構想でベッド削減することについては医療費削減やからええんじゃないかと言うてるのが皆さんの態度やないですか。それをダブルスタンダードっていうん違うかなと思うんですよ。共産党の出したのが気に入らんかったら自分たちでつくって出したらええんですよ。病院改革特別委員会つくっていきながら、これをどうしていこうかということ、どうしても医療構想については政府のやっている政策とぶつかってくるんですよ。そのときに地方が声上げていくというのも大事な私たちの仕事やと思いませんか。それを考えたときには私、皆さんとぜひこれを一緒に上げていきたいと思えます。

よりによって私たちがちゅうちょするのは、私たちが意見書出すことによってあえて反対しないといけない論理をつくっていくというのは、これ矛盾してるよなと真剣に思います。だって、医療関係にある方々、これには反対だっていうことを平気で言うっていうのは、これはちょっと不思議でかなわんもんですから言ってるんですけども、そういう意味でいえば、けしからんものを言うのはちょっと置いといて、自分たちがこの今回の法律がどうなのか、先ほど仲田議員もおっしゃっていただきましたけども、これは働き方改革じゃないですよ。1, 860時間の働く医者をもとめるという法律なんですから、少なくとも意見は違っても中身が結果どのような中身なっ

てるのかということ見ていきながら判断していくべきではないかというふうに思います。ちょっと苦言を呈しましたけれども、私はぜひともこれを上げていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田でございます。これに関して心苦しいですけど、反対の立場から意見言わせていただきたいと思います。

趣旨は誠にいいことで、私はこれは本当は賛成したいし、こういうことを国に持って行って何としても止めたいというのはもうやまやまで、もう胸の中が、胃の中が怒りに燃えておりますが、一番引っかけたのがこの別紙の中の一番最初の1、2行、5月21日に参議院本会議で良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律が通っちゃった。これが一番キーポイントで、これがなかったらこの意見書はぜひとも上げて、国に上げたいと思っておりますが、国の法律がもう通った後は、その中でこの我が町にある西伯病院、これをいかにして守るかが今後の大きな課題です。今、真壁議員がいろいろ言われたのは正論です。この法律が通らなかったらこのまま持ち上げていいですけど、もう法律が通ってそのようにルールが敷いてそっち行っちゃう中で、反対、反対、反対でできるわけない。

私やちは南部町でこの西伯病院をぜひとも守らないけん。そのためにもいろんな国の政策、制度を駆使しながら、病床が削減されてでもこの病院をなくしたらいけない、この点は一致すると思います。そのためにも、ここに書いてあります地域医療構想のもありましたが、高度急性期、急性期を中心に20万床云々ありますが、機能分割というか、南部町の西伯病院でなければならぬ病院をつかってぜひとも生き残りかけないけん。この法律に向かっていくのはいいですけど、国の制度を活用しながらこの西伯病院生き残りさせたい、こういうことでございまして、趣旨は誠にこのとおり国に上げてもいいぐらいですけども、法律が通った後でございまして、私たち町議員が、議会が、法律が通ったのにそういうことを上げていいのかな。私は、この法律を逆手に取って西伯病院を、ぜひとも生き残るような政策、制度を、開設者である町長をはじめ議会も住民も一緒になって新しい病院をつくらないけんという決意で、ただ反対でこれを上げろというだけの意見書には、やっぱりこれは反対せないけんじゃないかと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに討論はありますか。

原案に賛成者の発言を許します。

2番、加藤学君。

○議員（２番 加藤 学君） ２番、加藤です。先ほどの細田議員、法律が通ったので反対できないっていうことだったんですけれども、それはちょっと根本的に考え方が間違ってると思います。

そもそもこれは撤回を求める意見書ですし、一つ、先ほどもオリンピックのところでも言いましたけれども、もうオリンピック中止できないからこの意見書は賛成できないっていうこと自体も間違ってると思います。一つの地方自治体として国に対して反対の意見を上げていくこと、それに数が増えれば、それが大きな流れになって国の意見も結局最終的には変えることができる、そういうふうに思っております。

それとあと、私、この文のところで言いたかったのは、意見書の中にも書いてありますとおり、パンデミックのことが、想定が入ってなかったって問題が一番大きな問題で、２つ目の大きな問題だったと思っております。今回、新型コロナウイルス感染症拡大になり、結局病床が不足して、そして結局自宅療養しかできなくなって、それで亡くなったっていう、そういう方が発生するっていう事態になってます。これは現在の日本の医療体制、特に病床においてはゆとりがないからだっていうことだと思います。本来であれば新経済主義の下でぎりぎり、特に効率を求めためにぎりぎりの余分なところを切り捨てて切り捨ててそれでスリムにする、だから病床も削ってきた。これは現在の時点では間違いである、パンデミックのことが書いてない、これが大きな問題であります。

今回、新型コロナウイルス感染拡大、一体何が原因だったかというところで、コウモリが原因ではないかっていうことがありますけれども、この部分で言いますと、これ新経済主義が発展したために自然を破壊し、自然開発が進んだために結局人間と本来であれば会はずでなかったコウモリが接触したために、本来であったら人間に感染する予定でなかった新たなものがくっついた、これが新型コロナウイルスではないかっていうふうに言われてます。また、これに関してはエボラ出血熱とか、近年になって新たな感染症というのが出てきています。これから先、新たな次の新型コロナウイルス、これが出てこないとも限りません。ぜひ病床のことに関しては余裕を持つ、そういうときに来ており、そしてこれはもう一度、国の命が守れる病床の数の再検証こそ求めている。これが今回の意見書の中の核の部分だと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第８号、病床削減・病院統廃合法である医療法「改正」法の撤回を求める意見書を採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第14 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（景山 浩君） 日程第14、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りします。議会運営委員会、広報常任委員会及び議会改革調査特別委員会、公立西伯病院調査特別委員会、可燃ごみ処理広域化等影響調査特別委員会の各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、第4回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和3年第4回南部町議会定例会を閉会いたします。

午前11時08分閉会

議長挨拶

○議長（景山 浩君） 6月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

6月11日の開会以来、本日まで12日間にわたり、補正予算、条例の一部改正等、当面する町政の諸案件を議員各位の終始極めて真剣な御審議により、ここに全ての案件を議了いたしました。極めて妥当な結論を得ましたことに対し、議員各位の御精励に対して深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げる次第であります。

町長をはじめ、執行部におかれましては、審議の間、常に真摯な態度をもって御協力いただき

ましたことに対しまして感謝申し上げるとともに、今期定例会を通じて議員各位から述べられた意見、要望等につきましては、町政執行に際しまして十分反映されますよう要望する次第であります。

これから大雨による災害の発生しやすい時期になってまいります。近年の自然災害は一極集中、被害は拡大傾向にあります。一般質問の中でも御議論いただいたところですが、今般の災害対策基本法の一部改正により、行政並びに町民自らにより迅速な災害への対応が求められたところがございます。

コロナの終息が見通せない中、迅速なワクチン接種は一つのよりどころとしながらも、感染症対策と自然災害への対応が複合的に求められており、これまで以上に地域の防災意識、自助、公助、共助の連携を図っていただきたいと存じます。

これから本格的な夏を迎えることとなりますが、中期予想では本年も猛暑が報じられております。感染予防としてのマスクの着用に御配慮いただきながらも、熱中症対策に万全を期していただき、皆様の健康とますますの御活躍を祈念いたしまして、閉会の御挨拶といたします。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 6月定例議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は6月11日から本日まで12日間にわたって開催され、専決処分の承認、条例一部改正、令和3年度一般会計補正予算など13議案について御審議いただき、本日、全議案とも御承認をいただき、誠にありがとうございました。

14、15、16日の3日間にわたり、11名の議員の皆様から町政に関する一般質問をいただきました。新型コロナ対策をはじめ、子供たちの学びに関する環境、風力発電計画に関する御質問、農林業対策、さらには防災、デジタル社会の対応、人口減少対策、西伯病院運営など多彩な御質問をいただき、私にとっても貴重な御意見をいただきました。現在の南部町を取り巻く広範な政治課題についての討論であったと思います。議論のかみ合わなかった部分、不足した部分もあったかと思いますが、今後とも御指導をよろしく願いいたします。

さて、昨日から新型コロナワクチンの職域接種が始まり、今後接種のスピードがさらに加速することが期待されます。その一方で、体調などを考慮して接種を希望されない方もおられます。そのような方が学校、職場、地域でワクチン接種をしないことによる誹謗中傷や差別があってはなりません。医学的にも、世界の実績からもワクチン接種は大きな便益が期待されますが、一方でリスクはゼロではございません。接種に当たってはかかりつけ医の先生方に十分な相談をして

いただき、御自分や保護者が接種する、しないことを判断することが重要だと考えます。町民の皆様は冷静で思いやりを持った行動で、皆さんとともにコロナ禍を乗り越えてまいりましょう。まだまだ予断を許さない状況は続きますが、私も全力で国、県、近隣市町村と連携をし、町民の生命と健康、そして暮らしを守っていく決意でございます。6月定例議会閉会に当たっての御挨拶といたします。ありがとうございました。
